

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)防止に関する本学の基本方針

東京家政学院大学

新型コロナウイルスの感染者が日本全国に増えつつあり、感染の拡大を防止する大変重要な時期となっています。本学においても学長を対策本部長とした危機管理対策本部を3月10日付けで設置し、国の呼びかける感染防止及び拡大防止の基本方針等に即し、下記のとおり定めました。

東京家政学院大学の基本方針

1. 学生、教職員のみなさんに各自徹底していただきたいこと

- (1) 手洗い、消毒、咳エチケット等の一般的な感染対策を徹底して下さい。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合には外出を自粛、他者との接触を避けて下さい。
- (3) 下記の①～④に該当する場合には速やかに大学(学務グループ)へご連絡下さい。
 - ① 本人又は同居する家族が、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
※感染が疑われる症状とは
風邪のような症状、37.5℃以上の発熱、強いだるさ、息苦しさが4日以上続いている場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症検査の結果が判明した場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症が完治した場合
- (4) 外務省「海外安全ホームページ」の情報提供に注意し、危険地域への渡航は停止及び渡航自粛して下さい。

2. 大学として対応すること

- (1) 職員の時差通勤等、感染リスクを減らす勤務方法を導入します。
- (2) 休暇取得への柔軟な対応(特別有給休暇)を行います。
- (3) 各施設(教室、図書館、食堂、博物館等)の利用時間の短縮及び学外者への貸出を停止します。
- (4) 公共交通機関での出張機会を減らします。
- (5) テレビ会議システム又はネットを活用しての会議(ネット会議)を推奨します。
- (6) 大人数での会議開催を減らします。開催する場合、換気、出席者が適度な距離をあけて着席するなど感染リスクを減らす環境を保持します。
- (7) 教職員のキャンパス内での学外者との面談、打合せ等を減らし、面談が必要な場合はネット会議等の活用を推奨します。
- (8) 大人数でのイベント開催の中止又は延期を行います。開催する場合は、感染リスクを低減させる対応措置を取った上で実施します。
- (9) 公式ホームページ等を通じての注意喚起を行います。

以上